

オースティン領事出張サービスの御案内

当館は、皆様の在外選挙人登録申請及び、各種証明書の受付、旅券（パスポート）の交付等を実施する為、下記にて「領事出張サービス」を実施します。

日時：8月27日（水）午後2：00～午後4：00

場所：Asian American Cultural Center(11713 Jollyville Road, Austin, TX.78759)

在外選挙人登録申請受付

1. 投票のための手続き

- 海外で日本の国政選挙に投票するためには、まず在外選挙人名簿への登録申請を行い、あらかじめ「在外選挙人証」を取得していただく必要があります。申請から「在外選挙人証」の発行までには時間がかかる場合があります。お早めに申請をお願いします。

2. 登録資格

- 年齢満20歳以上で日本国籍を持ち、在ヒューストン日本国総領事館の管轄区域内（テキサス州及びオクラホマ州）にお住まいの方。日本の最終住所地で転出届を提出している方。

3. 登録方法

- 本来、在外選挙人登録は、在外公館にて申請を行っていただくこととなっていますが、「登録受付出張サービス」の際には、各出張先で申請を行うことができます。
- 申請者本人による申請のほか、同居家族を通じても申請ができます。その場合は、下記4.の書類に加え「申出書」、ならびに申請に来られる同居家族の方の旅券をお持ち下さい。「登録申請書」と「申出書」のフォームは総領事館にございますが、下記の総務省ホームページでも入手可能です。いずれも、あらかじめ本人が署名済みのものをお持ちいただく必要があります。

4. 登録申請に必要な書類

- 登録申請書（申請書は総領事館にございます。）

なお、総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/senkyo/index.html> でも入手可能です。

- 有効な日本国旅券

●米国滞在許可証（永住の方はグリーンカード） ●在ヒューストン日本国総領事館の管轄区域内に居住していることを証明する書類（住居賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証、住所が記載されている電気・ガスの領収書など）。但し、「在留届」を総領事館に3ヶ月以上前に提出している場合は不要です。

なお、今回の登録受付出張サービスでは、在外選挙人名簿登録申請の手続きを行なうことに加えて、下記の手続きを行うことも可能です。

旅券発給

旅券は残存有効期間が1年未満となった場合に新規発給の申請ができます。

旅券の受け取りが出来るのは、本人だけですので、必ず旅券申請者本人が現在お持ちの旅券（Permanent Resident Card（グリーンカード）をお持ちの方は、Permanent Resident Card もお持ち下さい）、旅券発行手数料（現金のみ）をご持参のうえ、領事出張サービスの会場にお越しください。お子様の旅券の場合はお子様と共にお願いいたします。

登録受付出張サービス会場に当日持参していただく旅券手数料は下記のとおりです。

旅券手数料：

現金のみ（おつりのないようお願いします）

10年間有効旅券（20歳以上）\$165 ※20歳以上の方は、5年間有効旅券も選択できます。
5年間有効旅券（12歳以上）\$113 5年間有効旅券（12歳未満）\$62

- 出張サービス時にご本人を確認した時点が旅券申請の本受理となりますので、出張サービス予約日当日に旅券受領に出来ない場合は、申請取り下げ（辞退）として処理されます。次回申請時には、原則必要書類等を再提出していただきますので、ご注意ください。
- 現在お持ちの旅券が有効な場合、申請者本人が出張サービス会場に来場し、正式に旅券の申請受理がされた時点で現在お持ちの旅券は失効します。
- 未成年者の旅券の申請にあたっては、両親が親権を有する場合は、両親とも旅券発給に同意していることを確認させていただきますので、ご了承下さい。
- また、新たなIC旅券には、顔画像等が記録されたICチップが内蔵されており、通常は交付時に当館備え付けの機材でその記録された内容をご本人に確認していただいておりますが、出張サービスの際には、その確認をしていただくことはできませんので、確認を希望される方は、後日当館にお越しいただく必要があります。

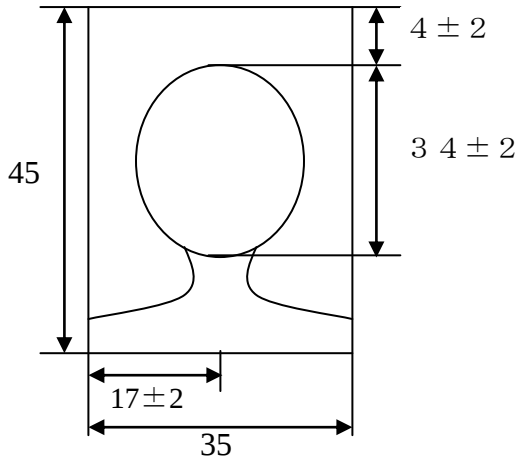
*** 送付する必要書類 ※郵送中の書類の紛失等に関して、当館は一切責任を負いかねますのでご了承下さい。**
下記の書類を8月6日（水）までに当館に必着するように送付して下さい。

- (イ) 一般旅券発給申請書1通 申請書が必要な方は、当館に電話にてお問い合わせ下さい。
当館電話番号：713-652-2977
- (ロ) 旅券受領の日前6ヶ月以内に作成された戸籍謄（抄）本、原本1通（コピー不可）
※切り替え発給申請（現在お持ちの旅券が正式受理の日（旅券の受領に出張サービス会場に来る日）にまだ有効な場合）の際は氏名および本籍地等の内容に変更がない場合は戸籍謄（抄）本の提出は省略できます。また場合によっては、戸籍謄（抄）本を提出して頂くこともございますのであらかじめご了承下さい
- (ハ) 申請者の写真1葉（注）※アメリカのパスポート用写真で可（ブレていない明るい写真）
（貼らないで、写真の裏面に名前を記入し、同封して下さい。）
- (ニ) 現在お持ちの旅券のコピー
現在お持ちの有効なパスポート（有効期限が過ぎている場合は、一番最近取得したパスポート）のコピー（見開きページ（顔写真、書面欄のページ）から追記欄6ページまで。但し、追記がない場合、見開きページのみ）を送付してください。
パスポート原本は郵送しないで下さい。
- (ホ) 現在お持ちのパスポートの有効期限が過ぎている場合又は、初めて旅券を申請される場合は、現在お持ちの旅券のコピーに加えて本人確認のための写真付きの身分証明書（有効な運転免許証等）のコピー。新生児の方等で写真付きの身分証明書が無い場合は、法定代理人の方の写真付き身分証明書（有効な日本国パスポート等）のコピーを添付して下さい。
- (ヘ) 米国滞在許可に関する書類のコピー（査証のページのコピー等）
永住の方は Permanent Resident Card のコピー。
二重国籍の方は、米国の出生証明書、または米国旅券で出生地（Birth Place）が米国のもの、戸籍謄（抄）本で出生地が米国であること又は、父または母が米国籍であることが記載されているもののいずれかのコピー

(ト) 旅券面の氏名表記が非ヘボン式の表記（外国式氏名が戸籍に記載されている場合）又は、別名併記（外国式の氏名が戸籍に記載されていないが、戸籍上の氏名の後に括弧書きで併記する場合）の場合は、外国式氏名の綴りが確認できる外国政府発行の書類（例：婚姻証明書・米国旅券・米国出生証明書等）の書類のコピー（※婚姻による別名併記を今回初めて希望される場合は、婚姻の事実が確認できる6ヶ月以内に発行された戸籍謄本または抄本原本1通が必要です。）

(チ) 同意書：オースティン出張サービス用の同意書を御使用下さい。

(注) 提出写真規格



1. 申請者（請求者）本人のみが正面を向いて撮影されたもの。
2. 提出の日6ヶ月以内に撮影されたもの。
3. 縁なしで左記図画面の各寸法を満たしたもの（顔の寸法は頭頂から顎まで）
4. 無帽であるもの（申請者（請求者）の申出により、外務大臣、各都道府県知事又は領事館が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く）
5. 背景（影を含む）が無いもの。

各種証明の受付（出張サービス当日に以下の書類をご持参下さい。）

署名証明 申請受付を希望される方は、**8月6日（水）**までに当館にご連絡（shomei@ho.mofa.go.jp）下さい。

- (1) 有効な日本旅券（原本及び写し）
 - (2) 米国運転免許証（原本及び写し）
 - (3) 米国滞在許可証（永住の方は、グリーンカード）（原本及び写し）
 - (4) 手数料として1通につき18ドルをご持参下さい。（現金のみ）※おつりがないようにお願いします。
- *署名すべき書類がある方は署名せずにその書類をご持参ください。

在留証明 申請受付を希望される方は、**8月6日（水）**までに当館にご連絡（shomei@ho.mofa.go.jp）下さい。

- (1) 有効な日本旅券（原本および写し）
- (2) 米国運転免許証（原本及び写し）
- (3) 米国滞在許可証（永住の方は、グリーンカード）（原本及び写し）
- (4) 手数料として1通につき12ドルをご持参ください。（現金のみ）※おつりがないようにお願いします。

旅券所持証明 申請受付を希望される方は、**8月6日（水）**までに当館にご連絡（shomei@ho.mofa.go.jp）下さい。

- (1) 有効な日本国旅券の原本 ※コピーは必要ありません。
 - (2) 有効な米国滞在許可証 ※コピーは必要ありません。
 - (3) 手数料として1通につき22ドルをご持参下さい。（現金のみ）※おつりがないようにお願いします。
- ※申請者がお子様の場合でも必ず申請者ご本人（旅券所持証明を受ける方）がお越し下さい。

婚姻証明 申請受付を希望される方は、**8月6日（水）**までに当館にご連絡（shomei@ho.mofa.go.jp）下さい。

- (1) 双方の有効な日本国旅券（原本および写し）
- (2) 発行日より3ヶ月以内の戸籍謄本（抄本不可）原本1通（婚姻の事実が記載されているもの）
- (3) 有効な米国滞在許可証（永住の方はグリーンカード）（原本および写し）
- (4) 手数料として1通につき12ドルをご持参下さい。（現金のみ）※おつりがないようにお願いします。

出生証明 申請受付を希望される方は、**8月6日（水）**までに当館にご連絡（shomei@ho.mofa.go.jp）下さい。

- (1) 有効な日本国旅券（原本および写し）
- (2) 戸籍謄本または抄本原本1通
- (3) 米国滞在許可証（永住の方はグリーンカード）（原本及び写し）
- (4) 手数料として1通につき12ドルをご持参下さい。（現金のみ）※おつりがないようにお願いします。

* 在留証明発行において、証明の提出先を記入していただく必要がございますので、あらかじめご確認の上、申請願います。（法務省、さいたま銀行〇〇支店など）

- * 在留証明、お持ちのパスポートに記載されている本籍と、現在の本籍地が違う場合は、戸籍謄本又は抄本の提示が必要となりますのご持参ください。
- * 在留証明、署名証明において、米国運転免許証に記載されている住所に省略があったり、現住所と異なる場合は、水道、電気、ガス等の公共料金の請求書（又は領収書）の一番新しいものをご持参下さい。
- * 在留証明において、過去の滞在期間の証明を希望される方は、滞在期間を確認できる文書（公共料金の請求書（又は領収書））等をご持参下さい。
- * 上記証明書手数料の支払いは、現金のみとなっております。

証明は当日は申請の受付のみです。

その後当館で証明書を作成して郵送いたしますので、返信用封筒（Post Office Express Mail のみ、切手付き \$ 19. 99）をご用意下さい。（返信の住所等、必要な箇所は全部事前にご記入下さい。）

出張事務に関してご質問等ございましたら、当館までご連絡下さい。

当館電話番号：7 1 3－6 5 2－2 9 7 7 領事部